

株 主 各 位

東京都港区芝浦3-8-10
MA 芝浦ビル 6階
株式会社カラダノート
代表取締役 佐藤 竜也

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から慎重に検討した結果、適切な感染防止を実施の上、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から健康状態にかかわらず、ご来場をお控えいただき、極力、書面又はインターネット等により事前の議決権行使をいただくよう強くお願い申し上げます。

事前の議決権行使については、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページに記載のご案内に従って2022年10月25日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年10月26日（水曜日）午前10時00分（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパークプラザ棟4階
グランパークカンファレンス 401ホール
(会場が前回と異なっておりますため、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 目的事項
報告事項 第14期（2021年8月1日から2022年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件①(場所の定めのない株主総会を可能とする変更)
第2号議案 定款一部変更の件②(株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更)
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.karadanote.jp/ir>) に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.karadanote.jp/ir>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。
従って、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした計算書類の一部であります。
 - ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止について
本株主総会における、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応や株主総会の運営に関する重要な変更(開催日時や開催場所の変更等)が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://corp.karadanote.jp/ir>) にてお知らせします。
株主の皆様におかれましては、当日ご来場いただく場合には、事前に当社ウェブサイトを必ずご確認くださいませようお願いいたします。
本株主総会会場の規則により、体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけの上、ご入場をお控えいただく、又はご退場をお願いする場合がございます。
ご来場の場合は、マスクを着用されるなど、ご自身及び周囲の方への感染予防にご配慮をお願いいたします。
本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることからご用意できる座席数に限りがございます。そのため、当日ご来場いただいてもご入場をお断りする場合がございます。
株主総会の議事は、開催時間を短縮する観点から、議場における一部事項の詳細な説明を省略させていただく可能性がございます。
株主様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
 - ◎定時株主総会後の会社説明会について
定時株主総会終了後、新型コロナ感染症対策を徹底した上で、会社説明会を予定しております。

(当社の対応)

運営スタッフは、体調を十分確認の上、マスク着用で対応させていただきます。会場内各所にアルコール消毒液を設置予定ですが、状況によりご準備できない可能性がございます。
当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減及び会社の事業継続の観点から、マスク着用としております。

議決権行使方法のご案内

新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため、株主総会当日のご出席は控えていただき、郵送またはインターネットなどによる議決権行使をご推奨申し上げます。

株主総会にご出席いただけない方

郵 送



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行 使 期 限

2022年10月25日（火曜日）
午後6時到着分まで

インターネット



当社の指定する議決権行使サイト
(<https://evote.tr.mufig.jp/>) に
アクセスしていただき、行使期限までにご行先ください。

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください→

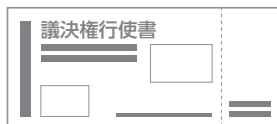
スマートフォンをご利用の株主様

議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。但し、2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

行 使 期 限

2022年10月25日（火曜日）
午後6時行使分まで

株主総会にご出席いただける方



株主総会開催日時

2022年10月26日（水曜日）午前10時

当日ご出席の際は、必ず株主様が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人をご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主様に限ります。）。

なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。

※体調不良と思われる株主様のご入場はお断りする場合がございます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件①(場所の定めのない株主総会を可能とする変更)

1.提案の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。当社の基本的な方針としては、株主様が会場出席する株主総会と株主様がオンライン出席する株主総会を組み合わせたいわゆるハイブリッド出席型バーチャル総会で実施することとしております。しかし、今後、各種の感染症や天災地変の発生などの緊急事態に備え、確実に株主総会を開催し、事業を継続するため、バーチャルオンリー株主総会を選択可能にしておくことが、企業のリスクマネジメントの観点から重要であると考えています。これらを踏まえ、各種の感染症や天災地変の発生などの緊急事態に限定して、バーチャルオンリー株主総会を開催できるよう、定款第13条第2項を追加するものです。なお、定款第13条第2項は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日又は2022年10月26日のいずれか遅い日から効力を生ずるものとします。

また、株主提案がなされた場合など株主の皆様にとって極めて重要と判断される株主総会を開催する場合は、バーチャルオンリー株主総会は実施しない方針です。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(株主総会の招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 (新設) (新設)	(株主総会の招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 <u>2 当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u> (附則) (場所の定めのない株主総会に関する経過措置) <u>第2条 第13条第2項は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとし、本附則は、効力発生日経過後にこれを削除する。</u>

第2号議案 定款一部変更の件②(株主総会資料の電子提供制度導入に備えるための変更)

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり定款を変更するものであります。

(1) 変更案定款第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案定款第15条第2項は、書面交付請求をした株主に対する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(電子提供措置等に関する経過措置)</p> <p>第1条 2022年9月1日(以下「施行日」という)から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2 本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	(さとう たつや) 佐藤 竜也 (1984年7月24日生)	2004年2月 株式会社フラクタリスト インターン 2007年4月 同社 入社 2008年12月 株式会社プラスアール（現当社）設立 代表取締役 就任（現任） <重要な兼職の状況> なし	3,305,000株
2	(ひらおか あきら) 平岡 晃 (1985年7月26日生)	2010年4月 株式会社日立製作所 入社 2013年8月 B Cホールディングス株式会社 入社 2015年7月 株式会社ミクシィ 入社 2017年2月 当社入社 コーポレート部長 就任 2018年7月 当社取締役兼コーポレート本部長 就任 (現任) <重要な兼職の状況> なし	12,200株
3	(やまもと かずまさ) 山本 和正 (1991年5月20日生)	2014年4月 株式会社Q（現セカイエ株式会社）入社 2020年2月 当社入社 2020年4月 当社サービス本部副本部長 就任 2020年6月 当社取締役兼サービス本部長 就任 2021年2月 当社取締役兼ビジネス本部長 就任（現任） <重要な兼職の状況> なし	2,800株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者佐藤竜也氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

3. 当社は、全役員が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案が原案どおり承認された場合には、各取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任いたします。近年、監査報酬が増加傾向にあり、次期以降も増加が見込まれることなどを契機として、当社に適した監査対応と監査報酬の相当性について検討してまいりました。その結果、会計監査人の異動を行うこととし、アスカ監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の決定に基づいております。また、監査等委員会がアスカ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人としての独立性、専門性、監査の品質等について総合的に勘案し、検討した結果、当社の会計監査が適切に行われることを確保する体制を整えていることを確認できたことに加え、報酬水準も妥当であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2022年7月31日現在)

名称	アスカ監査法人
事務所	主たる事務所 東京都港区西新橋2丁目7番4号CJビル6階 その他の事務所 大阪府大阪市北区梅田1丁目2番2号大阪駅前第2ビル3階
沿革	1984年9月 アスカ公認会計士共同事務所設立 1987年4月 アスカ監査法人設立 2004年4月 大阪事務所開設 2004年10月 TIAGのメンバーファームとなる 2010年9月 PCAOBに登録
資本金	18百万円
構成人員	社員（公認会計士） 7名 専門職員（公認会計士） 18名 専門職員（公認会計士試験合格者） 13名 その他 9名 合計 47名
関与会社	45社

以上

事業報告

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、「家族の健康を支え 笑顔をふやす」というコーポレートビジョンのもと、家族とのつながりを起点としたファミリーデータプラットフォーム事業を推進しております。

厚生労働省の2021年人口動態統計によると、日本人の国内出生数は81万1千6百人となり、年々減少傾向にあるものの、株式会社電通「2021年 日本の広告費」によるとインターネット広告市場は、2020年から続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響が下半期にかけて緩和したことに加え、社会の急速なデジタル化を背景に、前年比21.4%増の2兆7,052億円と今後も順調な成長が見込まれております。

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種が促進されるなどを背景に改善の傾向がみられる一方、変異株等の感染症拡大の懸念などにより、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような情勢下、世界のデジタル化の進展が加速するとともに、新しい生活様式の浸透により、世界各地の企業が新たな環境に適応した持続可能なビジネスを構築する動きがみられております。

当社は、当事業年度より中長期的な事業の成長に向け、ビジネスモデルの転換を進めるべく、家族サポート（ストック型ビジネス、保険代理事業「かぞくの保険」、宅配水事業「カラダノートウォーター」）の拡大に向け注力しております。

また、当事業年度においては、これまでのライフイベントマーケティング（フロー型ビジネス）での主な送客先である保険領域への送客を一時的に停止させるなどし、家族サポート（ストック型ビジネス）への送客リストの振り向けを強化してまいりました。そして、同事業年度における、家族サポート（ストック型ビジネス）の累計契約者数は、立上げ1年で3,000人を超えるまでに大きく伸長してきており、ライフイベントマーケティング（フロー型ビジネス）においては、ヘアケア・衛生用品関連商材への送客を開始し、好調に推移いたしました。また、コスト面では、家族サポート（ストック型ビジネス）の拡大に向け、コールセンターの体制強化や広告宣伝費への先行投資を積極的に実施いたしました。

その結果、当事業年度の売上高は1,306,130千円（前年同期比30.3%増）、営業損失は205,197千円（前年同期223,208千円の営業利益）、経常損失は202,153千円（前年同期208,259千円の経常利益）、当期純損失は271,733千円（前年同期139,054千円の当期純利益）となりました。

また、当社の事業セグメントはファミリーデータプラットフォーム事業のみの単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。

(2) 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は3,503千円であります。

その内容は、主に本社オフィス増床に伴うオフィス構築費及び従業員等へ貸与するパソコンの購入となります。

(3) 資金調達の状況

財務体質の強化を図り、中長期的な事業成長に向けた必要資金を確保することを目的とし、2022年6月9日開催の取締役会において総額5億円の資金の借入を行うことを決議し、同日付で金銭消費貸借契約を締結いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の事項を主要な課題として認識しており、継続的に取り組んでおります。

①認知度の向上とユーザー数の拡大

当社が持続的に成長するためには、当社及び当社サービスの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していくことが必要不可欠であると認識しております。そのために当社は、効果的な広告宣伝活動等により当社の知名度を向上させること、また既存メディアにおけるPDCAサイクルの強化を進めることにより認知度の向上とユーザー数の拡大に努めてまいります。認知度の向上とユーザー数の拡大については、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に積極的に取り組んでまいります。

②継続的な事業の創出

インターネット関連事業は、サービス等の新陳代謝が激しく、一般的にプロダクトライフサイクルが短い傾向にあります。こうした環境の中で継続的な成長を実現するために、当社は、既存事業の成長を図るだけでなく、様々な新規事業に取り組むことが重要であ

ると考えております。

当社は、ファミリーデータプラットフォーム事業で構築したビジネスモデルを、現在のターゲットのみならず、中長期的には家族全般へとターゲットを拡げるべく、横展開を実施していく予定であります。今後も中長期の競争力確保につながる事業開発のノウハウの蓄積を積極的に行い、インターネット市場向けの新規事業開発に取り組むことで、将来にわたる持続的な成長につなげてまいります。

③プロダクトやサービスの拡大

ファミリーデータプラットフォーム事業では「全員プレゼントキャンペーン」を基軸として、ユーザーと商材を効率的にマッチングさせることで収益化を実現しており、ファミリーデータプラットフォームで獲得したユーザーのライフスタイルにあった商材をレコメンドするだけでなく、会員限定のコンテンツの配信等を通じて、ユーザーのロイヤルティを高めつつ、収益拡大を実現してまいりました。今後、ファミリーデータプラットフォーム事業の横展開だけでなく、各サービスで獲得したビッグデータを活用したプロダクトやサービスの開発を進めてまいります。

④ユーザーのアクセスログの蓄積、解析体制の強化

当社は、多くのユーザーのアクセスログを有しており、ユーザーに更なる付加価値を提供するためにも、これらのアクセスログに基づき、独自のサービスを開発していく必要があると考えております。そのため、より一層アクセスログを独自に解析する体制を強化してまいります。

⑤優秀な人材の確保と育成

継続的に成長するために、優秀な人材の確保と育成が重要であると考えております。特に当社のサービスの充実や拡大をするためのエンジニア、クライアントの開拓を担当する営業人員の採用等を適時行ってまいります。また、当社の経験とノウハウに基づく有益な研修を実施していく等、継続的に人材の育成に取り組んでまいります。

⑥M&Aの活用

新規事業やサービスの拡大のため、M&A等の事業投資の実行による成長の実現が重要であると考えております。M&Aを行うに当たっては、投資効果はもちろん、対象企業の将来性や当社が運営するインターネットメディアとのシナジーをはじめとした相乗効果を十分に検討した上で、事業領域の拡大と業績の向上につながるよう進めてまいります。

⑦内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査等委員会監査や定期的な内部監査の実施等により、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

⑧システムのセキュリティ管理体制と安定化

当社の展開する事業は、ウェブサイトに係るシステムのセキュリティ管理体制の構築が重要であり、市場環境の変化に対応したセキュリティ管理体制の維持、構築、整備を継続的に進めてまいります。

また、更なるユーザーの増加や新規事業等に伴うアクセス数の増加に備え、サーバー設備の増強や負荷分散を推進するなどの対策が必要となります。当社は、これら対策の重要性を認識した上で、今後も継続的な維持管理を行い、システムの安定化に取り組んでまいります。

⑨技術革新や事業環境の変化への対応

当社の事業領域であるインターネット関連市場は、技術革新のスピードが早く、次々と新規参入企業が出現するなど、変化のスピードが早い環境となっております。

当社は、このような変化に対しても迅速に対応し、インターネットメディアの利用価値を継続的に高めていくことにより事業規模を拡大するため、最新の技術動向や環境変化を常に把握できる体制を構築してまいります。

これらの対応を進める中では、ファミリーデータプラットフォーム事業を通じたユーザーデータの蓄積は当社の競争優位の源泉と考えており、解析をはじめとした技術革新を続けることは当社の継続的な成長に必要不可欠であると考えます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2019年度 第11期	2020年度 第12期	2021年度 第13期	2022年度 (当期) 第14期
売 上 高	637,637 千円	732,883 千円	1,002,043 千円	1,306,130 千円
経常利益又は経常損失 (△)	90,900 千円	124,131 千円	208,259 千円	△202,153 千円
当期純利益又は当期純損失 (△)	63,252 千円	83,649 千円	139,054 千円	△271,733 千円
1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△)	12.65 円	16.73 円	23.47 円	△43.57 円
総 資 産	307,406 千円	438,436 千円	1,137,816 千円	1,375,261 千円
純 資 産	235,401 千円	316,751 千円	967,853 千円	628,587 千円

(注) 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、2018年11月1日付で株式1株につき20,000株の株式分割を行っております。2019年度の1株当たり当期純利益については、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり当期純利益を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容 (2022年7月31日現在)

事 業	主 要 製 品
ファミリーデータプラットフォーム事業	自社メディア等により収集するデータベースを元に、ユーザーのニーズに合った商材を提供しているクライアント又は自社サービスをマッチングする

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年7月31日現在)

名 称	所 在 地
本 社	東京都港区

(9) 従業員の状況 (2022年7月31日現在)

従 業 員 数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
43 (14)名	3名増 (10名増)	32.3歳	2.1年

(注) 臨時従業員 (嘱託社員、インターン、パートタイマーを含む) は () 外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2022年7月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	500百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

監査等委員会設置会社への移行について

当社は、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、2021年10月26日開催の第13回定時株主総会決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 会社の株式に関する事項（2022年7月31日現在）

(1) 発行済株式の総数 6,302,600株

(2) 株主数 6,676名

(3) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
佐藤 竜也	3,305,000株	53.28%
中部電力株式会社	300,000	4.84
穂田 誉輝	65,200	1.05
株式会社ハッピークローバー	45,000	0.73
黒田 和道	30,100	0.49
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	25,500	0.41
長澤 香	24,200	0.39
BNY GCM ACCOUNTS M NOM (常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	21,300	0.34
柏木 幹夫	18,700	0.30
嶋田 寛	18,300	0.30

- (4) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く役員に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	3,000株	2名
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	一株	一名
監査等委員である取締役	一株	一名

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当期末日に当社役員が保有する新株予約権の概要

①新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は以下のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	発行価格	行使価格	行使期間
第1回新株予約権 (2019年3月19日)	396個	普通株式 39,600株	無償	300円	2021年4月2日 ～2029年3月1日
第2回新株予約権 (2020年5月19日)	175個	普通株式 17,500株	無償	575円	2022年6月1日 ～2030年4月30日

(注) 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
- ii 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。
- iii 新株予約権者は、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場されるまでの間、権利行使ができない。

②当社役員が保有する新株予約権の状況

上記①の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は以下のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (監査等委員を除く)	第1回新株予約権	240個	24,000株	1名
	第2回新株予約権	175個	17,500株	1名

- (注) 1. 第2回新株予約権発行時に付与された取締役の新株予約権は、使用人として在籍中に付与されたものです。
2. 社外取締役は、新株予約権を有しておりません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	佐藤 竜也	
取締役	平岡 晃	コーポレート本部長
取締役	山本 和正	ビジネス本部長
取締役（監査等委員）	田中 祐介	株式会社クロスシー 代表取締役 Z Entertainment株式会社 取締役 Chief Business Officer 株式会社GYAO 代表取締役
取締役（監査等委員）	長野 修一	弁護士法人長野法律事務所 株式会社くふうカンパニー
取締役（監査等委員）	横山 敬子	横山敬子公認会計士事務所 ENECHANGE株式会社 監査役 株式会社nobitel 常勤監査役
取締役（監査等委員）	中村 賀一	株式会社エンバイオ・ホールディングス 取締役 株式会社ユーザーローカル 監査役

- (注) 1. 取締役田中祐介氏、長野修一氏、横山敬子氏及び中村賀一氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、取締役長野修一氏、横山敬子氏及び中村賀一氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である横山敬子氏及び中村賀一氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役(監査等委員)横山敬子氏は、公認会計士の資格を有しております。
 - ・取締役(監査等委員)中村賀一氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議等を通じて情報の収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選任しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

①被保険者の範囲

当社の全ての取締役

②保険契約の内容の概要

被保険者が①の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することになっています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。保険料は全額当社が負担します。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年9月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「決定方針」といいます。）を決議しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は、上記の決定方針の決議前の報酬制度に従って決定されたものですが、取締役会は、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

(i) 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下同じ。）の報酬は、企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）及び非金銭報酬等としての譲渡制限付株式報酬により構成し、社外取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）により構成されます。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して取締役会にて決定しております。なお、基本報酬（金銭報酬）については在任中毎月支給します。

(iii) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含みます。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、業務執行取締役に対して付与します。

譲渡制限付株式報酬を付与する場合、譲渡制限付株式割当契約においては、①2年間から5年間までのうち取締役会が定める期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②法令、社内規則又は譲渡制限付株式割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得すること等を定めます。譲渡制限付株式報酬の付与にあたっては、制度の目的、対象者の職責の範囲、役位その他諸般の事情を勘案し、適切な水準を設定します。

なお、譲渡制限付株式報酬を付与する場合には、株主総会が定める上限の範囲内で、原則として一事業年度につき一度付与します。

(iv) 基本報酬（金銭報酬）の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、担当業務、会社業績及び他社水準等の諸般の事情を総合的に勘案して決定される基本報酬と非金銭報酬の割合とします。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部の取締役その他の第三者への委任に関する事項、その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

各取締役の報酬等については、株主総会にて決議された限度額の範囲で、取締役会にて決定します。

② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2021年10月26日開催の第13回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。また別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬として、年額2,000万円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点における取締役の員数は3名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年10月26日開催の定時株主総会において、年額3,000万円以内とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は4名です。

③取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	38,529 (150)	37,251 (150)	—	1,278 (一)	4 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	10,800 (10,800)	10,800 (10,800)	—	—	4 (4)
監査役 (うち社外監査役)	3,300 (3,300)	3,300 (3,300)	—	—	4 (4)

- (注) 1. 上記には、2021年10月26日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員を除く) 1名 (うち社外取締役1名) 及び監査役4名 (うち社外監査役4名) を含めております。なお、当社は2021年10月26日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2021年10月26日開催の第13回定時株主総会において年額1億円以内と決議いただいております。また別枠で、同定時株主総会において、譲渡制限付株式の割当てのための報酬として、年額2,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は、3名 (うち社外取締役0名) です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2021年10月26日開催の定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点における取締役 (監査等委員) の員数は、4名 (うち社外取締役4名) です。
4. 監査役の報酬限度額は、2018年12月14日開催の臨時株主総会において、年額3,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点における監査役の員数は、4名 (うち社外監査役4名) です。
5. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬の費用計上額に係る株式報酬費用計上額が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

当社と各社外役員の重要な各兼職先の間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 田中 祐介	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回(出席率100%)、監査等委員会10回のうち9回(出席率90%)に出席いたしました。出席した取締役会並びに監査等委員会においては、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から助言・提言を行っております。
取締役（監査等委員） 長野 修一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回(出席率100%)、監査等委員会10回のうち10回(出席率100%)に出席いたしました。出席した取締役会並びに監査等委員会においては、弁護士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 横山 敬子	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回(出席率100%)、監査等委員会10回のうち10回(出席率100%)に出席いたしました。出席した取締役会並びに監査等委員会においては、公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員） 中村 賀一	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回(出席率100%)、監査等委員会10回のうち10回(出席率100%)に出席いたしました。出席した取締役会並びに監査等委員会においては、公認会計士としての専門的見地に基づき、適宜発言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 監査等委員会設置会社移行前の期間において、田中祐介氏は、当社の社外取締役に就任していましたが、当該期間開催の取締役会4回のうち4回出席し、経営者としての豊富な経験並びに高い見識に基づき適宜必要な発言を行っております。
3. 監査等委員会設置会社移行前の期間において、長野修一氏は、当社の社外監査役に就任していましたが、当該期間開催の取締役会4回のうち4回出席し、また当該期間開催の監査役会3回のうち3回出席し、弁護士としての専門的見地から適宜必要な発言を行っております。

③社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

		期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員）	田中 祐介	事業会社における経営者としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、経営全般にわたり有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。
取締役（監査等委員）	長野 修一	弁護士としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。
取締役（監査等委員）	横山 敬子	公認会計士としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。
取締役（監査等委員）	中村 賀一	公認会計士としての豊富な経験を有することから、その高い見識に基づき、有益な指導・助言を行うほか、独立した立場から当社の業務執行を適切に監督しております。

5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,500千円

- (注) 1. 当社が会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画における監査時間及び要員計画、報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

- (3) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合若しくは監査等委員会が解任又は不再任が相当と認められる事由（新たな会計監査人を選任することが相当であると認められる事由を含む）が発生した場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

〈業務の適正を確保するための体制の整備〉

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりです。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款を遵守し、かつ社会的責任及び企業倫理を尊重する行動ができるように、「リスク・コンプライアンス基本方針」並びに「リスク管理規程」を定め、それを取締役及び使用人に周知徹底させるものとする。
 - ② 職務執行の公正性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含めるものとする。
 - ③ リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図るものとする。具体的には、取締役及び使用人に対し、定期的なコンプライアンス研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うことにより、コンプライアンスの知識を高め、コンプライアンスを尊重する意識の醸成を行う。
 - ④ 法令及び定款に反する行為を早期発見し是正することを目的とする社内報告体制として、外部に通報窓口を設け、内部通報制度の整備を行う。
 - ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署をコーポレート本部と定め、その対応に係る規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制とする。
 - ⑥ 監査等委員である取締役及び内部監査室担当者は連携して、コンプライアンス体制の状況を定期的に監査し、取締役会に報告を行う。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書（電磁的記録含む）により作成、保存、管理する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
 - ② 取締役が、その職務上必要ある時は直ちに上記文書を閲覧できる保存管理体制とする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスク管理担当役員を置き、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
 - ② リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
 - ③ 不測の事態が発生した場合には、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家の協力を仰ぐものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
 - ② 「取締役会規程」に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
 - ③ 経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
 - ④ 意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
 - ⑤ 職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。
- (5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性確保に関する事項
- ① 監査等委員である取締役が必要とした場合、監査等委員である取締役の職務を補助するための監査等委員である取締役補助使用人を置くものとし、その人選については監査等委員である取締役間で協議する。
 - ② 監査等委員である取締役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査等委員である取締役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査等委員である取締役の同意を得る。
 - ③ 監査等委員である取締役補助使用人は、監査等委員である取締役の要請に基づき補助を行う際は、監査等委員である取締役の指揮命令に従うものとする。

- (6) 取締役及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (ア) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - (イ) 監査等委員である取締役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室担当者は内部監査の結果を報告する。
 - (ウ) 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時には、速やかに監査等委員である取締役に報告する。
- (7) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。
- (8) 監査等委員である取締役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員である取締役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査等委員である取締役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。
- (9) その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会は、月1回以上開催する。
 - ② 社外取締役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
 - ③ 監査等委員である取締役は、代表取締役との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。
 - ④ 監査等委員である取締役は、内部監査室担当者と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室担当者に調査を依頼することができる。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、「財務報告に係る内部統制の構築及び評価の基本方針」を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

〈業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〉

(1) 取締役の職務執行

当事業年度において取締役会規程に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、経営上の重要事項を決定するとともに、職務執行の報告を受け、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

(2) 監査等委員である取締役の職務執行

当事業年度において監査等委員会規程に基づき、原則として月1回の監査等委員会を開催し、監査等委員である取締役相互の意見交換を行うとともに、内部監査室担当者からの報告を受け、対処すべき課題についての指示を行うなど、内部監査室担当者と連携して監査の実効性の向上を図りました。また、監査等委員である取締役が、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役及び使用人から業務執行の報告を受けるなどの情報収集を行いました。

(3) 内部監査の実施

内部監査室担当者が、年間の監査計画に基づき各部署に対して内部監査を実施し、法令等の遵守状況及び業務上のリスクの把握を行い、適宜改善を図りました。監査結果は代表取締役に報告しております。

〈剰余金の配当等の決定に関する方針〉

当社は株主還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、剰余金の配当については、内部留保とのバランスを考慮して適切な配当の実施をしていくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,356,680	流動負債	339,751
現金及び預金	1,038,324	買掛金	37,427
売掛金	154,335	未払金	85,351
原材料及び貯蔵品	2,077	未払費用	20,398
前渡金	48,271	未払法人税等	1,877
前払費用	58,578	未払消費税	13,912
未収消費税	21,525	前受金	77,628
その他の他	33,567	預り金	2,919
固定資産	18,581	1年以内返済長期借入金	100,000
投資その他の資産	18,581	その他	235
差入保証金	18,581	固定負債	406,922
		資産除去債務	5,203
		長期借入金	400,000
		繰延税金負債	1,718
		負債合計	746,673
		(純資産の部)	
		株主資本	628,587
		資本金	299,107
		資本剰余金	289,107
		資本準備金	289,107
		利益剰余金	134,072
		その他利益剰余金	134,072
		繰越利益剰余金	134,072
		自己株式	△93,700
		純資産合計	628,587
資産合計	1,375,261	負債・純資産合計	1,375,261

損益計算書

(2021年8月1日から
2022年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		1,306,130
売上原価		389,621
売上総利益		916,509
販売費及び一般管理費		1,121,706
営業損失(△)		△205,197
営業外収益		
ポイント還元収入	2,165	
還付消費税等	1,155	
受取利息	8	
その他の	82	3,412
営業外費用		
支払利息	369	369
経常損失(△)		△202,153
特別損失		
減損損失	62,257	62,257
税引前当期純損失(△)		△264,411
法人税、住民税及び事業税	△732	
法人税等調整額	8,054	7,322
当期純損失(△)		△271,733

独立監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年9月13日

株式会社カラダノート
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中山 太一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大屋敷 知子

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カラダノートの2021年8月1日から2022年7月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年8月1日から2022年7月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年9月14日

株式会社カラダノート 監査等委員会

監査等委員（社外） 田中 祐介 ㊟

監査等委員（社外） 長野 修一 ㊟

監査等委員（社外） 横山 敬子 ㊟

監査等委員（社外） 中村 賀一 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

●会場情報

〒108-0023

東京都港区芝浦三丁目4番1号 田町グランパーク プラザ棟4階
グランパークカンファレンス 401ホール

JR京浜東北線 田町駅 東口 徒歩5分

JR山手線 田町（東京都）駅 東口 徒歩5分

都営浅草線 三田駅 A4 徒歩7分

都営三田線 三田駅 A4 徒歩7分



●駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。